

令和3年度「国際ビジネス人材育成事業」実施業務
仕様書

1 業務名

「国際ビジネス人材育成事業」実施業務

2 事業の目的

外国人留学生や海外分野での仕事を希望検討している大学生などの「国際ビジネス人材」と、「国際ビジネス人材」の雇用を希望する市内企業（以下、出展企業）とが、オンラインで相互に交流する場を提供することで、国際ビジネス人材の道外流出を防ぐとともに、市内企業の海外展開活力の醸成を図る。

また、事前に出展企業同士のディスカッションを収録し、SNS等で発信する事により、参加者の興味関心を高めると共に、海外展開意欲のある企業のPRとなることを狙いとする。

3 業務の内容

(1) オンライン交流会の開催

国際ビジネス人材と出展企業とのマッチングの機会として、オンライン交流会（以下、交流会）を開催する。

ア 主催者

札幌市

イ 開催日時

協議の上決定する。（令和3年秋ごろを想定）

なお、午前を外国人留学生対象、午後を日本人学生対象とするなど、同一日に2部制で開催する。

ウ 開催手法

ZOOM等を活用したオンライン開催とする。

エ 出展企業

外国人留学生や海外志向のある学生の雇用を希望する企業や、海外展開や外国人材の雇用を行っている市内企業15社程度。

（ただし札幌市内に本社を有する企業または札幌商工会議所の会員企業とする。）

オ 参加者

外国人留学生や、日本に滞在し就業を希望する外国人。

市内企業への就職を検討している学生。海外分野の仕事を希望する日本人大学生。計100名程度。

カ 実施内容

(ア) 企業説明

各企業毎 2～3 分間程度、自社の PR を行う。全ての参加者が同時に視聴する。(下部※a パターン)

全ての出展企業の PR を通しで行う。

出展企業が希望する場合は録画による PR も可とする。

(イ) 企業毎の交流会

各コマ 3 社程度同時に交流会を行う。参加者は原則自身が希望した企業の回線に接続し、企業による PR、質疑応答等双方向での交流を行う。

(下部※b パターン) 各コマの間には適度な休憩時間を設け、参加者の積極的参加を促すよう案内を行う。

(ウ) 交流会参加後のアンケート実施

参加者に向け、交流会の感想や就職希望先、追加の質問事項等を記したアンケートを行う。実施形態としては後述する WEB 申込フォームや E-Mail を利用する。

(エ) 交流会実施後、アンケート等は出展企業にフィードバックを行う。参加者の了承がある場合には、連絡先の共有等、雇用実現のためのフォローを行う。

キ 委託内容

受託者は次の業務を実施する。

(ア) 参加者向け広報に係る業務

参加対象者に交流会の PR を行うため、開催概要や申し込み方法、出展企業等を記載したチラシを作成し、委託者へ添付データで提出する。

(イ) 参加者からの申込受付業務

既存のフォーム作成サービスを活用して WEB 申込フォームを作成し、参加者の申し込み受付を行うとともに、委託者が指定する必要情報（氏名、連絡先、交流を希望する企業名等）を把握する。

(ウ) 参加者への参加用 URL の送付、リマインド

参加者に対し、交流会当日の参加用 URL をメールで周知すること。また開催直前にリマインドを行い、参加を促すこと。

(エ) 出展企業と参加者の事前マッチングリスト、タイムテーブルの作成

参加受付時に把握した交流を希望する企業の情報をもとにマッチングリストを作成し、当日のタイムテーブルを作成する。

(オ) 出展企業向け開催要領の作成

委託者が選定した出展企業に対し交流会当日のタイムテーブルや注意事項等を記載した開催要領を作成し、出展企業へ提供する。

(カ) 説明会、交流会当日の設営・運営

当日は進行役として人員1名以上を配置し、司会や企業毎IDの案内等、司会・運営を行う。ZOOMの運営に関して技術スタッフを置くなど、当日運営について滞りなく行える体制を整えること。

a 企業説明

参加者全員に対し、各企業2～3分程度で自社の業務、取組等について自社紹介する。

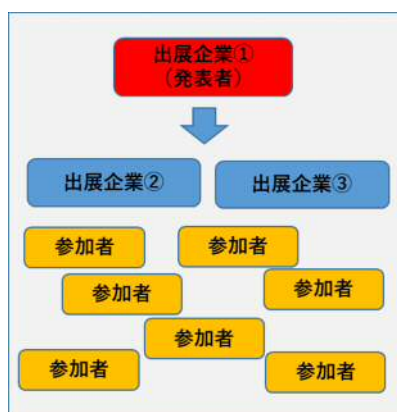
b グループに分かれて交流

(エ)で把握したマッチングリストに基づき、各コマ3企業程度ごと同時進行で組み合わせ設定し、参加者は自身が希望する企業との交流を行う。

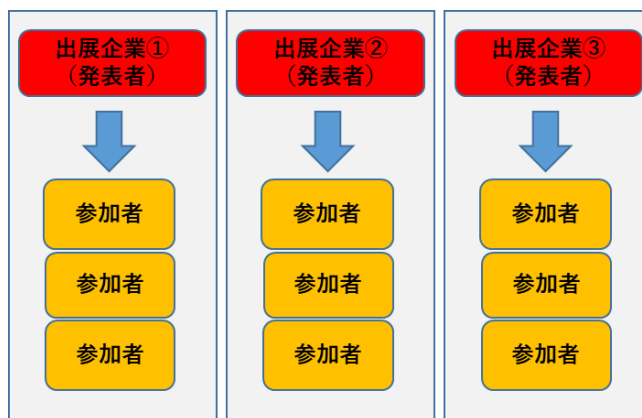
1コマ30分程度とし、午前・午後で4コマ程度実施する。

※イメージ

a 説明会形式



b 交流会形式



※進行案

- 9:00～9:30 a 説明会 (留学生対象)
- 9:30～12:00 b 交流会 (留学生対象) × 4コマ (途中休憩を含む)
- 12:00～13:00 休憩
- 13:00～13:30 a 説明会 (日本人学生対象)
- 13:30～16:00 b 交流会 (日本人学生対象) × 4コマ (途中休憩を含む)

(キ) アンケートの回収、取りまとめ

交流会終了後、委託者との協議のもと既存のフォーム作成サービスを活用してアンケートフォームを作成し、交流会終了後、参加者に回答を求める。またアンケートの結果と取りまとめ、委託者に報告する。

ク 留意事項

- (ア) 出展企業の募集及び選定は委託者が実施し、事業実施にあたり必要となる出展企業の情報(企業名、担当者名、連絡先等)を受託者へ提供する。
- (イ) 出展企業へのアンケートの配布、取りまとめについては委託者が実施する。

(2) 出展企業同士のディスカッション動画の作成、公開

交流会に参加する企業同士でディスカッションを行ってもらい、その映像を札幌市広報部公式 YouTube チャンネルにて事前に放映することで、参加対象者の交流会への参加意欲を醸成する。

ア 撮影場所

ディスカッションを行うに適した場所を手配するほか、オンラインによる方法も可とする。

イ 撮影日

交流会開催の2か月程度前。

ウ 公開期間

交流会開催の前後各1か月間

エ 委託内容

受託者は次の業務を実施する。

(ア) 動画の撮影

3社程度でディスカッションを行う。企業数、討論会数については希望する企業の数に応じるが、委託者と協議の上決定する。(3社×2回の開催を想定)

(イ) 動画の編集

(ア)で撮影した映像を1回あたり30分程度の動画に編集する。参加対象者の興味を高め、内容が理解しやすいものとなるよう、効果音や字幕による解説、演出を検討すること。

(ウ) 動画データの提出

札幌市広報部公式 YouTube チャンネルでの公開を行うため、動画編集後すみやかに委託者まで動画データを提出すること。

(3) YouTube 内の広告掲載

(2)で撮影したディスカッション動画と、交流会の開催概要をまとめた1分程度の動画を YouTube 広告に掲載し、参加対象者へ広く周知することで、交流会への参加及び、(2)の動画の視聴に繋げる。

ア 公開期間

交流会の開催前1か月間

イ 広告費用

YouTube 広告にかかる費用は運営管理費も含め10万円以内とする。

ウ 委託内容

(ア) 動画の編集

(2)で撮影したディスカッション動画と交流会の開催概要を1分程度の動画に編集する。参加対象者の興味を高め、内容が理解しやすいものとなるよう、効果音や字幕による解説、演出を検討すること。

(イ) 動画データの提出

(ウ) YouTube 広告への掲載

- a 受託者は上記アの期間内で YouTube 広告に掲載を行う。
- b 広告の種類は、YouTube のインストリーム広告（5秒スキップ可）を原則とするが、より効率的な運用のために異なる YouTube 広告に併せて掲載する必要が認められる場合、委託者に確認の上、実施すること。
- c YouTube 広告の配信対象者は以下のとおり設定すること。
 - ・ユーザー属性：20代前半
 - ・配信する地域：北海道
 - ・その他、より有効な配信設定が可能な場合は委託者に確認の上、実施すること。
- d YouTube 広告の広告表示回数について、広告費用の範囲で可能な限り最大限表示されるよう、効率的な運用・調整を行うこと。
- e YouTube 広告掲出にあたっては、受託者が管理する Google 広告アカウントを利用すること。
- f YouTube 広告の最後に、誘導リンクを掲載することが可能な場合、(2)のディスカッション動画及び、交流会申込フォームのURLを掲載すること。

4 事業の詳細

(1) 広報

参加者募集のための印刷物の作成に当たっては、「札幌市が主催する事業」であることを明記することとし、成果物の著作権は本市に帰属する。

チラシ、動画等の作成物については、必ず本市の事前校正を受けることとし、ライラックマーク及びサッポロスマイルを掲載すること。

(2) 全体のスケジュール

受託者の事業実施計画書によるものとする。

(3) 事業全体に関わる運営体制

事業の運営体制や、事業の責任者、運営スタッフ、専従社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数等は、受託者の事業実施計画書によるものとする。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を提出すること。

ア 業務報告書

業務完了後、業務完了報告をし、検査を受けること。詳細については、受託後、本市と調整することとする。

イ 参加者申込受付データ

ウ 交流会実施後アンケート

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務に関し、本市から受領又は閲覧した資料等を本市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本業務で知り得た本市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。

また、委託者である本市が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

また、本事業への参加者に係る個人情報の本市への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙1に記載の個人情報取扱注意事項を守ることとする。

6 新型コロナウイルス感染症対策

内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページを参考とし、以下の対策等を講じること。

(1) 密を避けるソーシャルディスタンス

ディスカッション撮影時、企業同士が密になりにくいレイアウトでの撮影

(2) 消毒等の徹底

ディスカッション撮影時は、消毒液の設置やマスクの着用を徹底させる。

7 履行期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

8 その他

(1) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 本市は必要に応じて事業実施状況について、随時報告を求めることができる。

(3) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上決定すること。

- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (6) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (7) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、まん延防止や安全確保の観点から、本事業を中止または延期する可能性があることを留意すること。
なお、その場合の費用負担については、札幌市と受託者の双方協議のうえ決定する。
- (9) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。